

平成24年12月20日

## 放送受信契約の未契約事業所への訴訟予告通知の発送について

本日、受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただけない事業所1件（北海道）に対し、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 11月22日に、これ以上営業現場での対応を重ねても自発的に契約をいただくことが困難と判断した北海道の事業所1件について、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し、さらに対応を重ねてまいりましたが、どうしてもご理解いただけなかったため、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

また、本日新たに、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した事業所1件（愛知県）に対して、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を発送しました。

### 【未契約事業所をめぐる全国の対応状況】

これまで、合計23件の未契約事業所について、対応窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し対応しました。このうち、20件については円満に受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただき、1件については交渉中です。残り2件は、現在、東京地裁で訴訟係属中となっています。